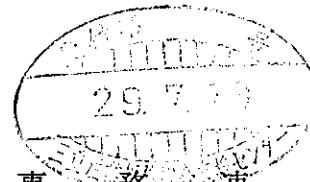


規
則

1年保存



事務連絡
平成 29 年 7 月 13 日

各産業保健総合支援センター副所長 殿

産業保健業務指導課長

「障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）」
周知の協力について

標記について、平成 29 年 6 月 30 日付け基安労発 0630 第 1 号にて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、各産業保健総合支援センターのホームページやメールマガジン等により、対象事業場への情報提供について御協力くださいますようお願いします。



基安労発 0630 第 1 号
平成 29 年 6 月 30 日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

「障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）」
周知の協力について

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」において、治療と仕事の両立支援のための施策の充実・強化の一環として、両立を可能とする社内制度の整備の促進が盛り込まれました。

これを受け、厚生労働省では、事業者が、がんなどの反復・継続して治療が必要となる傷病を負った労働者又は障害のある労働者の雇用維持を図るため、傷病や障害の特性に応じた治療と仕事を両立させる制度の導入について計画を作成した上で、当該計画に基づき就業規則等を改正し、労働者に適用させた場合に、一定額を支給する障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）（以下「両立支援制度助成コース」という。）を創設し、治療と仕事の両立に向けた環境整備に取り組んでいるところです。

つきましては、貴会におかれましても、上記趣旨を御理解いただき、貴会会員等に対し、「両立支援制度助成コース」の周知につき特段の御配慮をよろしくお願い申し上げます。

治療と仕事の両立支援制度を導入する 事業主に助成金を支給します！

～ 障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）のご案内 ～

労働者が、がん等の病気になってしまった時、
無理なく働き続けてもらうためには、
どうすれば良いのだろうか・・・。



がん等の病気を抱える労働者の病状や治療内容などに応じた、**治療と仕事の両立を支援するための制度**を導入する事業主には、**10万円の助成金**が支給されます。この助成金により、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

治療と仕事の両立支援とは？

反復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者、または障害のある労働者の、治療と仕事の両立を支援するために、企業が一定の就業上の措置を行うことをいいます。

措置の例

休暇制度：時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）など

勤務制度：フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度 など

など

助成金の対象となる労働者とは？

傷病を負った労働者、または障害のある労働者で、それぞれ次の1および2に該当する方。

＜傷病を負った労働者＞

1. がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの反復・継続して治療が必要となる傷病を負った方で、治療と仕事の両立のために一定の就業上の措置が必要な方。
2. 治療の状況や就業継続の可否等に関する主治医の意見書において、一定の就業上の措置が必要な期間が3か月以上で、かつ、事業主に対して支援を申し出た方。

＜障害のある労働者＞

1. 次のいずれかに当てはまる方。
①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者 ④発達障害者
⑤難治性疾患有する方（詳しくは都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください）
⑥高次脳機能障害のある方
2. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10に規定する「就労継続支援A型」の事業における利用者でない方。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面へ）

LL290331雇障02

助成金の支給申請の流れは？

この助成金を受給しようとする事業主は、次の①②の順に受給手続きをしてください。

① 計画の認定申請

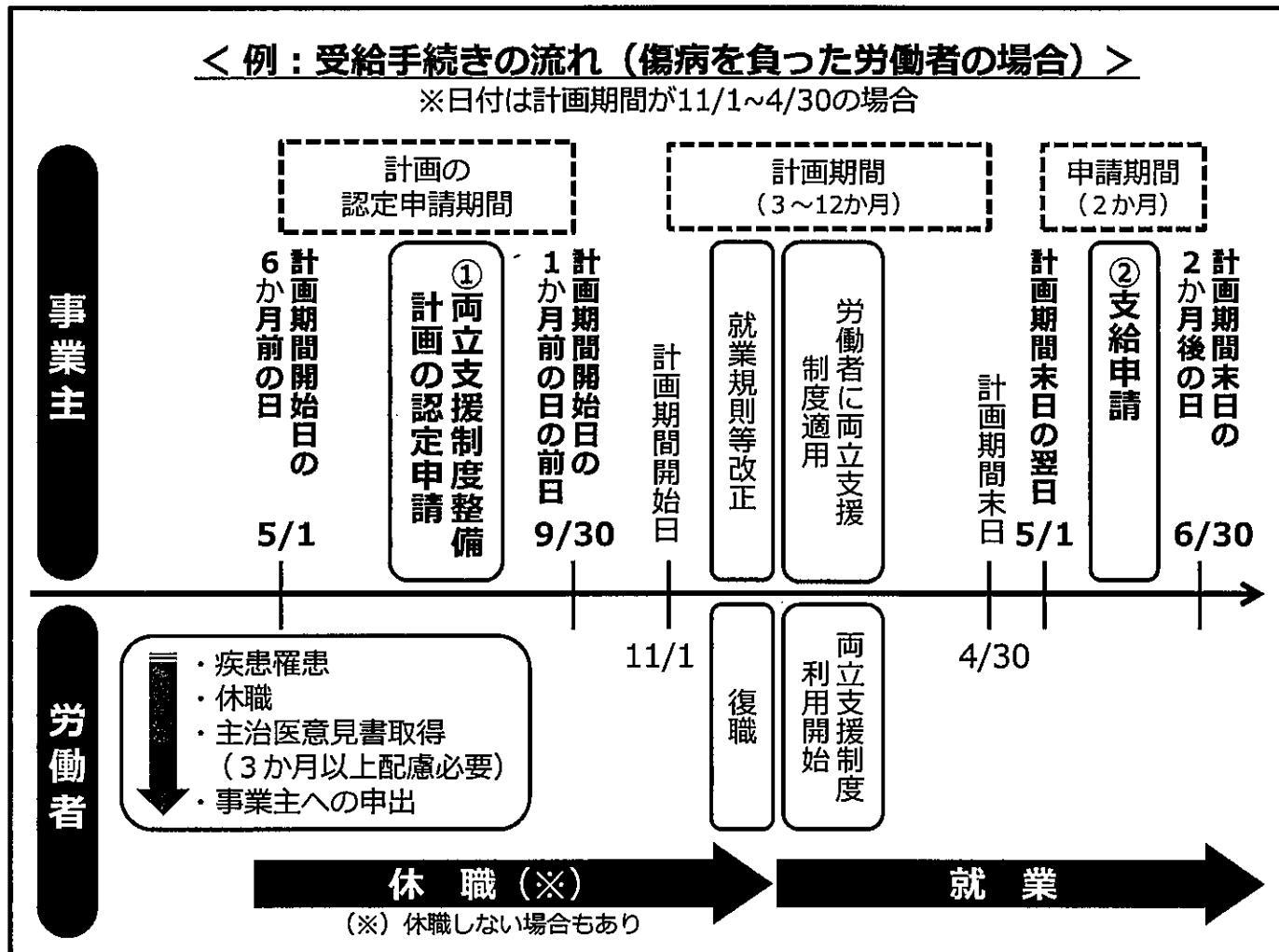
対象となる労働者への両立支援制度の導入について「両立支援制度整備計画」を作成し、計画期間開始日の6か月前から1か月前の日の前日までに必要な書類を添えて、本社の所在地を管轄する労働局へ認定申請を行ってください。また、計画に変更が生じる場合は、変更内容に応じて変更書を提出し、変更の認定を受ける必要があります。

② 支給申請

①によって計画の認定を受けた後、計画に基づいて両立支援制度の導入・実施を行い、計画期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて、管轄の労働局に支給申請を行ってください。

<例：受給手続きの流れ（傷病を負った労働者の場合）>

※日付は計画期間が11/1～4/30の場合



★助成金の支給にあたっては、この他にも要件があります。

- 詳しくは、都道府県労働局職業安定部またはハローワークへお問い合わせください。
- 申請様式は厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方のための雇用関係助成金
「障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>

両立支援について詳しく知りたい場合は？

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、参考としてご覧ください。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

検索